

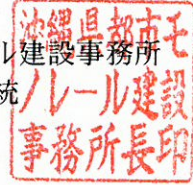
一般競争入札方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成 27 年 7 月 2 日

（契約担当者）

沖縄県土木建築部 都市モノレール建設事務所
所長 宮城 統



1 業務概要

- (1) 業務名 浦添西原線電力地下埋設管（大名線）詳細設計業務委託（H27）
- (2) 履行場所 浦添市前田地内
- (3) 業務内容 ①詳細設計（管路、人孔、ケーブル） 1 式
②調査測量（測量、地質調査、試掘） 1 式
③報告書作成 1 式
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 27 年 11 月 30 日まで
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、入札において最低の価格で落札した者を受注者とする一般競争入札方式である。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- イ 沖縄県の平成 27・28 年度測量及び建設コンサルタント業務入札参加希望業者名簿に土木関係コンサルタント（部門は問わない）又は建築関係コンサルタント（部門は問わない）として登録された者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（沖縄県の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- エ 参加表明書等の提出期限日から落札決定日までの期間において、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。
- オ 参加しようとする者の間に以下の基準の全てに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注

業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に主たる営業所があること。

(2) 企業の実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

(7) 沖縄県内に主たる営業所があること。

(1) 2 (2) イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(ウ) 業務の実績

下記に示される業務について、平成 16 年度から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務 1 件以上の実績を有さなければならない。

a 平成 16 年度以降から公告日までに完了した沖縄電力(株)が発注した詳細設計業務の実績がある。
(再委託による業務の実績は含まない。)

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(7) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 一級電気工事施工管理技士
- b 第一種電気工事士
- c 一級土木施工管理技士
- d 一級建築士
- e 二級建築士

(1) 照査技術者

(7) の管理技術者に要する資格保有と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(7) 管理技術者

管理技術者は、平成 16 年度から公告日までに完了した業務において、下記の実績を 1 件以上有すること。

a 平成 16 年度以降から公告日までに完了した沖縄電力(株)が発注した詳細設計業務の実績がある。
(再委託による業務の実績は含まない。)

※管理技術者、もしくは担当技術者として上記の業務に携わった実績を対象とする。照査技術者として携わった実績は対象外である。

(1) 照査技術者

(7) の管理技術者に要する業務実績と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000 万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約をした業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が 2 億円未満、又は手持ち業務の件数が 5 件未満。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務の契約金額が 4 億円かつ手持ち業務の件数が 10 件（契約日時点での手持ち業務と本業務の中に、契約金額 1,000 万円を超える業務で管理技術者低入札基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の金額が 2 億円かつ手持ち業務の件数が 5 件）を超えないこととし、超えた場合は遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の (7) から (1) までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(7) 当該管理技術者と同等の業務実績を有する者

(1) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(ウ) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

(1) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

※手持ち業務量とは、公告日時点（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者と

なっている 500 万円以上の他の業務をいう。

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領（昭和 61 年土総第 429 号）に定める指名基準による。なお、同要領第 2 条の「(1) 当該業務に対する技術的適正、(2) 会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに (4) 過去における成果の状況」については、業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成 27 年 7 月 2 日（木）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

【入札情報システム】 <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000>

ウ 問い合わせ先 公告文 5 (5) アの場所

エ 本業務の配付資料については、本業務の入札手続においてのみ使用可能であり、許可なく使用したり、転載することを禁ずる。

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出期間及び提出方法等

(ア) 提出期間 平成 27 年 7 月 2 日（木）から平成 27 年 7 月 7 日（水）まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

イ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

郵便等をもって平成 27 年 7 月 9 日（木）を予定する。

(3) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電送（メールやファクシミリ等）による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成 27 年 7 月 16 日（木）8 時 30 分

入札書提出締切日時：平成 27 年 7 月 16 日（木）13 時 00 分

イ 持参による場合

持参日時：平成 27 年 7 月 16 日（木）13 時 30 分

持参場所：沖縄県土木建築部 都市モノレール建設事務所（公告文 5 (5) アに示す場所）

沖縄県浦添市字前田 1 4 1 街区 6（前田 5 6 5 - 2）

※指名通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成 27 年 7 月 16 日（木）13 時 30 分

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第 100 条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第 101 条及び土木設計業務等委託契約書第 4 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書の提出期限後において、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：

〒901-2102 沖縄県浦添市字前田141街区6（前田565-2）

沖縄県土木建築部 都市モノレール建設事務所 業務係

電話番号 098-943-5520

イ 応募調書資料関係：

〒901-2102 沖縄県浦添市字前田141街区6（前田565-2）

沖縄県土木建築部 都市モノレール建設事務所 建設3班

電話番号 098-943-5520

ウ 設計図書関係：

イと同じ。

(6) 詳細は入札説明書による。